

# 山口県口蹄疫防疫計画

平成28年2月  
(一部変更：令和4年12月)  
山 口 県

# 目 次

1	山口県口蹄疫防疫計画の概要	1
2	口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく検査の手順	3
3	第1章 目的	4
4	第2章 県、市町、関係団体、家畜農場等の果たすべき役割	
I	県の役割	4
II	市町の役割	4
III	家畜所有者等が組織する関係団体の役割	4
IV	獣医師会等の役割	4
V	家畜農場等の役割	5
5	第3章 防疫対応	
I	防疫方針	5
II	本病を疑う異常を呈している家畜の発見時の対応	5
III	検体搬送（疑い事例）時の対応	8
IV	患畜又は疑似患畜決定時の対応	10
V	発生農場及び発生農場以外の家畜飼養農場の防疫対応等	13
VI	搬出制限の解除	15
VII	移動制限の解除及び終息宣言	15
VIII	その他	16

## 山口県口蹄疫防疫計画の概要

### 口蹄疫を疑う症状を呈している家畜の発見（家畜所有者等）

- 家畜所有者及び獣医師等は、口蹄疫を疑う症状（牛、豚等の口腔や蹄等に水疱の形成等：以下、特定症状）を呈している家畜を発見した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報する。

### 特定症状の確認（家畜保健衛生所）

- 家畜保健衛生所は、家畜所有者等から通報を受けた場合は、通報内容を畜産振興課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を当該農場に派遣し、特定症状の確認を行い、病変部位及び畜舎内の状況をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。状況に応じて、家畜防疫員は畜産振興課と協議し、抗原検出キットを使用する。
- 家畜保健衛生所は、写真、現地調査結果、抗原検出キットを使用した場合その結果を畜産振興課に送付し、畜産振興課はこれを動物衛生課に報告する。動物衛生課が検体の送付を求めた場合は、検査材料を採取し、遅滞なく動物衛生研究部門に搬送する。

#### 検査（動物衛生研究部門等）

##### 写真、抗原検出キットの判定（検査時間：約3時間）

- ・臨床症状、抗原検出キットの結果を基に、動物衛生課と協議を行い、動物衛生研究部門への検体の搬送を決定
- ※ 移動制限区域内で飼養されている家畜、疫学関連家畜においては、専門家の意見を踏まえ、直ちに病性を判定
- ・判定出来ない場合は、遺伝子検査等の結果に基づき判定

##### 遺伝子検査（検査時間：約6時間）

- ・遺伝子検査が陽性の場合、農林水産省が患畜と判定
- ・遺伝子検査が陰性の場合、引き続き血清抗体検査を実施

##### 血清抗体検査（検査時間：約48時間）

- ・血清抗体検査が陽性の場合、農林水産省が患畜と判定
- ・血清抗体検査が陰性の場合、検査を終了

- \* 家畜保健衛生所の確認で明らかに特定症状と認められない場合は、畜産振興課に報告するとともに、家畜所有者等に詳細を説明し、確認業務等を終了

### 山口県口蹄疫対策連絡会議の開催（畜産振興課）

- 畜産振興課は、検体を動物衛生研究部門に搬送することが決定した場合は、速やかに山口県口蹄疫対策連絡会議（会長：農林水産部長）を開催し、当該農場の家畜の移動制限等の措置を講ずるとともに、家畜保健衛生所に対して初動防疫を指示する。

#### 初動防疫（家畜保健衛生所）

当該農場	周辺農場等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜、関連物品等の移動制限</li> <li>・農場への立入制限</li> <li>・農場の出入口、衣類、飼養器具等の消毒</li> <li>・過去21日間の疫学情報収集</li> <li>・防疫措置に必要な人員、資機材の確保</li> <li>・埋却場所等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜、関連物品等の移動自粛</li> <li>・移動制限区域及び搬出制限区域（以下、制限区域）の設定検討</li> <li>・家畜飼養状況の確認（制限区域内）</li> <li>・消毒ポイントの設置場所の選定</li> </ul>

**防疫活動の開始（畜産振興課）・山口県口蹄疫防疫対策本部会議の開催（農林水産政策課）**

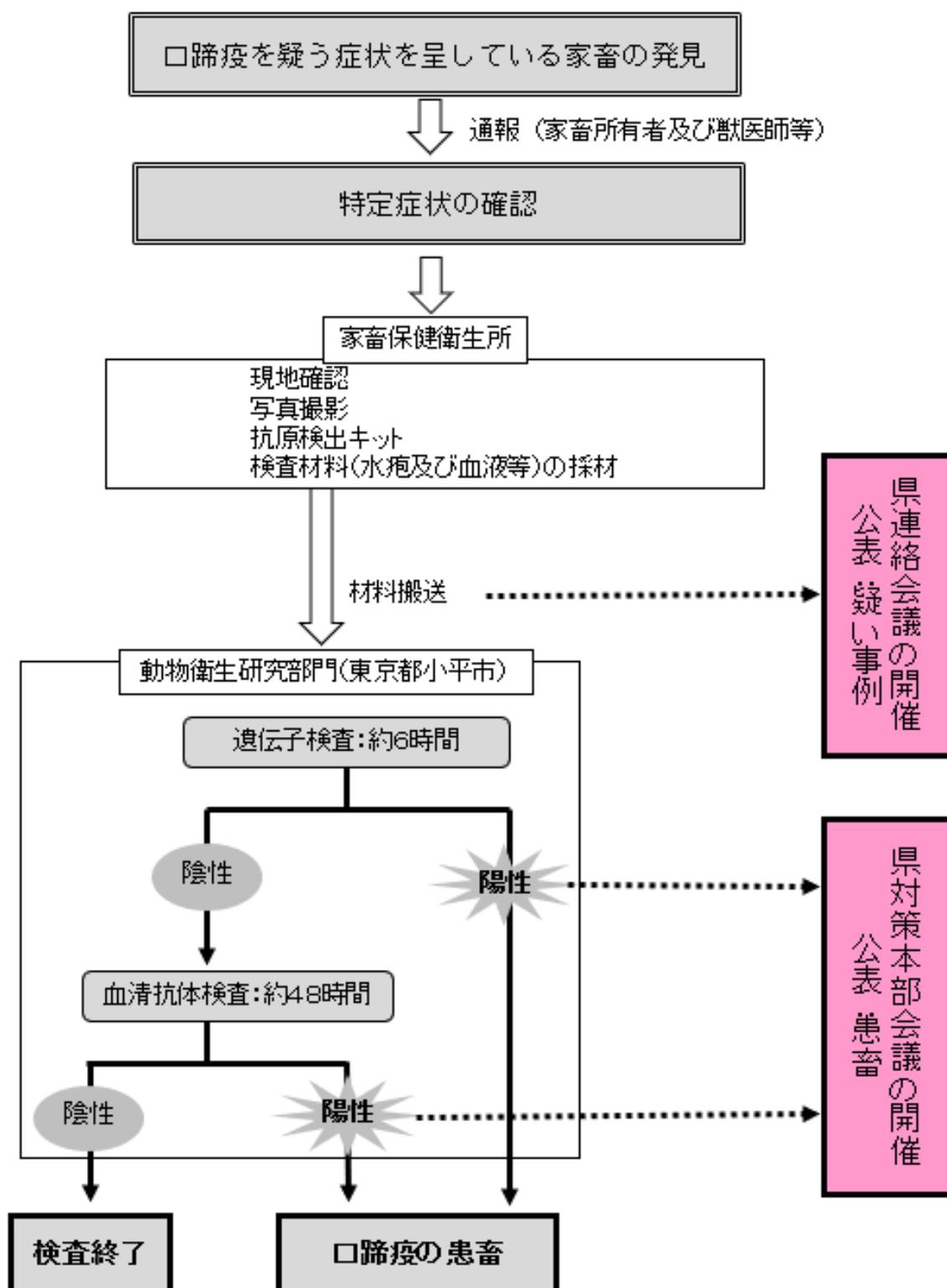
- 畜産振興課は、農林水産省が口蹄疫の患畜又は疑似患畜と判定した場合は、直ちに家畜伝染病予防法に基づく防疫活動を開始する。
- 農林水産政策課は、速やかに山口県口蹄疫等防疫対策本部会議（本部長：知事）を開催する。

**家畜伝染病予防法に基づく防疫活動**

発生農場	周辺農場等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生農場周辺の通行の制限又は遮断</li> <li>・防疫措置前及びと殺後の病原体拡散防止措置</li> <li>・家畜等の評価</li> <li>・患畜又は疑似患畜のと殺（原則24時間以内）</li> <li>・患畜又は疑似患畜の死体の埋却処理（原則72時間以内）</li> <li>・汚染物品の処理</li> <li>・畜舎等の消毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動制限区域の設定</li> <li>・搬出制限区域の設定</li> <li>・消毒ポイントの設置</li> <li>・家畜の移動状況確認</li> <li>・防疫措置前の病原体拡散防止措置（周囲1 km以内の農場）</li> <li>・発生状況確認検査</li> <li>・清浄性確認検査</li> <li>・疫学関連家畜飼養農場の対応</li> </ul>

区分	移動制限区域	搬出制限区域
範囲	・原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の区域	・原則として、発生農場を中心とした半径10km～20km以内の区域
期間	・区域内全ての発生農場の防疫措置完了後21日間（ただし、全ての発生農場の防疫措置完了後、10日が経過した後に実施する清浄性確認検査により全て陰性を確認していること）	同左
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きた家畜、死体、敷料、飼料、排せつ物等、家畜飼養器具、生乳（半径1 km以内の農場で搾乳されたもの）、移動制限区域内で採取された精液及び受精卵の移動を禁止</li> <li>・と畜場、家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物及び放牧の停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きた家畜、死体、敷料、飼料、排せつ物等、家畜飼養器具の搬出制限区域以外への搬出を禁止</li> <li>・家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物及び放牧の停止</li> </ul>

□蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく検査の手順



※ 移動制限区域内の家畜、疫学関連家畜においては、写真、抗原キットにより、疑似患畜を判定

# 山口県口蹄疫防疫計画

制 定：平成28年2月1日

一部変更：令和4年10月 日

## 第1章 目的

山口県口蹄疫防疫計画（以下「防疫計画」という。）は、県内における口蹄疫（以下「本病」と総称する。）の防疫対策を迅速かつ適切に実施するための対応措置を定めるものである。

## 第2章 県、市町、関係団体、家畜の所有者の果たすべき役割

県、市町、関係団体、家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし）の所有者等の役割は、「家畜防疫を総合的に推進するための指針」（平成13年9月6日付け農林水産大臣公表）に基づき次のように定める。

### I 県の役割

県は、国と相互に連携し、次の取組を行う。

- 1 本病の検査等による発生及び浸潤状況の把握
- 2 本病の防疫に関する情報の分析及び還元による自衛防疫の推進
- 3 本病発生時の防疫措置の企画、実施及び指導
- 4 本病の防疫に関する調査
- 5 病性鑑定体制の整備
- 6 本病の防疫実施にあたる人材の確保
- 7 防疫措置従事者及び家畜の所有者等の健康調査等

### II 市町の役割

市町は、次の取組を行う。

- 1 家畜所有者等が行う自衛防疫の推進及び連絡調整
- 2 家畜所有者等の行うべき防疫措置の実施に対する支援
- 3 県が行う防疫活動への協力

### III 家畜所有者等が組織する関係団体の役割

家畜所有者等が組織する団体は、国、県、市町等と連携し次の取組を行う。

- 1 組織的かつ統一的に行うべき自衛防疫の実施
- 2 家畜所有者等、個々が行う自衛防疫の推進
- 3 家畜所有者等への家畜衛生知識の普及・啓発
- 4 防疫推進方向についての家畜所有者等の意見集約
- 5 県が行う防疫活動への協力

### IV 獣医師会等の役割

獣医師会等、獣医師の組織する団体は、県等と連携し、その組織的推進を図るとともに、獣医師は次の取組を行う。

- 1 最新家畜衛生知識の習得
- 2 家畜所有者等への家畜衛生知識の普及・啓発
- 3 関係団体が行う自衛防疫活動への協力

- 4 本病を疑う症例の通報等本病発生情報の県への提供
- 5 県が行う防疫活動への協力

## V 家畜農場等の役割

家畜農場等は、相互に連携し、次の取組を行う。

- 1 健康家畜の出荷及び導入
- 2 農場及び関係施設入出場車両の消毒等一般衛生管理及び自衛防疫の実施
- 3 本病を疑う臨床症状を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）の有無の観察及び発見時の早期通報と措置
- 4 県が行う防疫活動への協力

## 第3章 防疫対応

### I 防疫方針

- 1 本病の防疫措置は、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号）、「家畜伝染病まん延防止規則」（昭和35年山口県規則第73号）、「家畜防疫を総合的に推進するための指針」（平成13年9月6日付け農林水産大臣通知）、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月12日（一部変更：令和3年10月1日）付け農林水産大臣公表）（以下「国指針」という。）及び本計画に基づき、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議しながら実施する。
- 2 本病は、伝染力の強さから、ひとたびまん延すれば、長期にわたり畜産業の生産性を低下させ、県民への畜産物の安定供給を脅かし、地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与えることから、本病発生時には、と殺及び移動制限等により、まん延を防止する。
- 3 家畜における防疫対策は、原則としてワクチンを使用せず、検査による感染家畜の摘発及び淘汰により防疫を進める。
- 4 家畜における本病発生時には、国、県、市町、関係団体及び家畜の飼養者が共通の認識の下に連携を図り、迅速かつ徹底した防疫措置を強力に推進することにより、早期終息を図る。

### II 異常家畜発見時の対応

- 1 家畜保健衛生所（以下「家保」という。）の対応  
(1) 立入検査の実施等

本病を疑う症状を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）の発見の届出を受けた家保（以下「現地家保」という。）は、国指針別記様式1により畜産振興課に報告するとともに、直ちに3名以上の家畜防疫員（衛生管理区域内に立ち入らない家畜防疫員を含む）を異常家畜が発生した農場（以下「異常家畜発生農場」という。）に派遣し、国指針に基づき以下の対応を行う。

- ① 異常家畜発生農場に立ち入りする家畜防疫員の対応  
ア 届出内容を確認し、直ちに異常家畜及び同居家畜の鼻、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした徹底した臨床検査（体温測定を含む。）

を行い、国指針に示す本病の特定症状について調査する。

イ 全ての異常家畜の病変部位と病変の好発部位及び畜舎内の状況をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。好発部位に水疱が確認された場合、畜産振興課と協議を行い、必要に応じて、口蹄疫ウイルスの抗原を特異的に検出するキット「以下「抗原検出キット」という。」を使用する。

ウ 臨床検査、写真撮影等が終了次第、速やかに、検査・調査内容（飼養頭数、症状に関する報告、写真、家畜防疫員の見解、抗原検出キットを使用した場合はその結果等）を異常家畜発生農場に立ち入らない家畜防疫員に伝達する。

エ 畜産振興課から、病性鑑定に供する検査材料（以下「検体」という。）搬送の指示があった場合、検体を採取する。

② 異常家畜発生農場に立ち入らない家畜防疫員の対応

ア 検査・調査内容を最寄りの事務所から現地家保に電話、電子メール等、迅速かつ的確な方法で送付する。

イ 検体搬送の指示があった場合、まん延防止のため徹底したウイルスの散逸防止が講じられた検体を、中部家保病性鑑定室（以下「病性鑑定室」という。）に搬送する。

(2) 異常家畜発生農場管理者への指導

現地家保は、異常家畜発生農場から届出があった場合、本病の発生に備え、当該農場を監視下に置くとともに、当該農場の管理者に対し、国指針に基づき以下の事項について指導するとともに、疫学調査を行う。

① 農場からの人、車両、生きた家畜、生乳、採取された精液、受精卵、家畜の死体、家畜の排せつ物、敷料、飼料及び家畜飼養器具等の移動を制限すること

② 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入を制限すること

③ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具等を消毒すること

④ 偶蹄類以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること

⑤ 当該農場の排水については、適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽等で適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること

⑥ やむなく家畜の所有者等が外出する場合には、車両等の消毒を徹底すること

⑦ 異常家畜及び同居家畜の生乳等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の家畜と接触することがないようにすること

⑧ 過去21日間における次の疫学情報に関する書類を提示すること

ア 家畜の移出入、現在の飼養頭数

イ 人（農場作業員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者）の移動範囲

ウ 車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両）の移動範囲

エ 堆肥の出荷先

オ 精液、受精卵等の出荷先

カ 給与飼料の情報

⑨ 系列農場の有無及びその内容等を示す書類等を提示すること

(3) 調査及び畜産振興課への報告

現地家保は、以下の事項について、速やかに畜産振興課に報告する。

① 第3章のⅡの1の(1)の①のア、イにより調査した検査・調査内容。

なお、報告は、特定症状の有無や鮮明な写真が撮影できていること等を確認、整理の上、国指針別記様式2により行うこと

② 第3章のⅡの1の(2)の⑧、⑨の調査内容及び周辺農場（異常家畜発生農場から半径10キロメートル、同20キロメートル）の戸数と家畜の様子。なお、報告は、国指針別記様式4により行うこと

③ 異常家畜発生農場の生産物の出荷先、と畜場等の名称

④ 異常家畜発生農場を介して本病のウイルスに汚染されたおそれのある物品（以下「汚染物品」という。）、人及び車両の移動により、ウイルスに汚染されたおそれのある家畜（以下「疫学関連家畜」という。）の同定及び飼養している農場の名称

⑤ 管内における家畜の飼養状況

⑥ 緊急連絡体制

(4) 現地防疫対応の検討

現地家保は、防疫措置に係る以下の事項を準備する。

① 初動防疫のための調査（以下「初動調査」という。）

ア と殺の方法

イ と殺した家畜及び汚染物品の処理量の把握並びにそれらの処理方法及び処理場所

ウ 必要人員・資機材の算定と確保及び輸送方法

エ 畜舎等の配置、作業動線、資機材搬入場所等

オ 当該農場周辺の調査と仮設基地の設置場所

カ 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又はレンダリング場所等の確保

キ その他防疫措置に必要な事項

② 集合基地及び周辺農場等に係る調査

ア 集合基地の選定

イ 移動制限及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）の設定と制限区域内の家畜飼養農場数、頭数の把握

ウ 消毒ポイント設置場所の選定

(5) 現地对策本部の設置準備

現地農林（水産）事務所（以下「農水事務所」という。）は、山口県口蹄疫現地对策本部（以下「現地对策本部」という。）の設置準備を行う。

2 病性鑑定室の対応

病性鑑定室は、畜産振興課と協議の上、国指針に基づき、検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門海外病研究拠点（以下「動物衛生研究部門」という。）に搬送する。なお、検体の運搬は、最も早く確実な方法（新幹線等）を選択し、職員が直接動物衛生研究部門に持参する。また、必ず病性鑑定依頼書（国指針別記様式3）を添

付する。

### 3 畜産振興課の対応

#### (1) 報告

畜産振興課は、異常家畜が発生したことを動物衛生課、農林水産部長、農林水産政策課へ報告する。また、動物衛生課へ国指針別記様式1、2及び4を提出する。

#### (2) 防疫対応の準備

畜産振興課は、本病の発生を想定し、以下の事項について準備する。

- ① 山口県口蹄疫対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）の開催
- ② 第3章のⅡの1の(3)及び(4)の事項の把握
- ③ 現地家保が選定した消毒ポイント設置場所の報告要請
- ④ 防疫措置に必要な人員、資機材の確保及び輸送方法
- ⑤ 自衛隊、県警察本部等への出動要請や、国及び他県の家畜防疫官（員）等派遣要請の検討
- ⑥ 市町、近隣県及び関係機関への連絡
- ⑦ 本病の発生の告示
- ⑧ 飼養家畜のと殺の指示
- ⑨ 制限区域の設定と告示
- ⑩ 家畜市場、家畜共進会等の開催及びと畜場の事業の停止の告示

### Ⅲ 検体搬送（疑い事例）時の対応

#### 1 連絡会議の設置

農林水産部長は、連絡会議を設置する。

#### 2 畜産振興課の対応

##### (1) 報告等

畜産振興課は、検体を動物衛生研究部門に搬送した旨を知事、農林水産部長へ報告する。連絡会議家畜防疫対策班である畜産振興課（以下「連絡会議防疫対策班」という。）は、疑い事例を報道機関に公表するとともに連絡会議を開催し、以下のとおり、報告、連絡又は指示を行い、以後、随時必要な情報を関係各課室へ提供する。

- ① 連絡会議関係課室に対し必要事項の連絡及び防疫に必要な措置の準備の協力要請を行う。なお、県警察本部には警戒警備対策班である警備課（以下「県警」という。）に連絡し、協力を要請する。
- ② 動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、国指針に示す事項を動物衛生課へ報告する。
- ③ 中国、四国及び九州、沖縄地方各県、中国四国農政局並びに動物検疫所門司支所（以下「隣接県等」という。）へ連絡する。
- ④ 現地家保に以下の事項について指示する。
  - ア 異常家畜発生農場の監視の継続と動物衛生課と協議の上、第3章のⅡの1の(2)のアからキの措置を講ずること
  - イ 異常家畜発生農場の所在する市町、農協及び関係者への連絡並びに広報資料の作成準備
  - ウ ②の市町及び農協等に対し情報周知と緊急連絡体制の堅持を要請

エ 動力噴霧器の確保

オ 家畜防疫員の事務所待機

カ 当該農場を中心とした半径10キロメートル以内の区域の農場について、第3章Vの4の(5)の①に掲げるものの移動自粛等の指導を行う。

⑤ 異常家畜発生農場を管轄しない各家保（以下「他家保」という。）への連絡及び以下の事項について指示する。

ア 防疫資機材の確保

イ 広報資料の作成準備

ウ 緊急連絡体制の堅持

エ 動力噴霧器の確保

オ 家畜防疫員の事務所待機

(2) 疫学関連家畜の特定と立入検査

連絡会議防疫対策班は、現地家保と協議の上、疫学関連家畜を特定し、飼養農場の所在する地域を管轄する家保に対し、立入検査の準備を指示する。

(3) 動物衛生課との協議

連絡会議防疫対策班は、動物衛生課と制限区域の設定について協議する。また、必要に応じて防疫措置に必要な国や他の都道府県からの人的支援等について協議する。

(4) 必要人数の調整

① 連絡会議防疫対策班は、防疫措置（と殺、埋却、農場消毒等）に必要な人数を連絡会議総括班である農林水産政策課（以下「連絡会議総括班」という。）に報告し、連絡会議総括班は、関係機関と調整の上、必要人数を確保する準備を開始する。

② 原則、防疫対応は、農林水産部の動員者により行うが、農林水産部のみでは、防疫措置が困難な場合等において、連絡会議総括班は、連絡会議人事班である人事課と調整の上、農林水産部以外の部局（以下「他部局」という。）からの動員を要請する。

3 現地家保の対応

(1) 異常家畜発生農場に対する措置と指示

現地家保は、第3章のIIの1の(2)の①から⑦の措置を講じ、以後、随時、異常家畜発生農場へ必要な指示及び情報の提供を行う。

(2) 初動調査を行うための家畜防疫員を当該農場への派遣

当該家畜防疫員は、緊急立入で先発している家畜防疫員と協力して、防疫措置に向けての準備と調査を行う。

(3) 初動調査結果の連絡会議防疫対策班への報告

(4) 市町への連絡と要請

現地家保は、現地農水事務所と連携し、異常家畜発生農場が所在する市町に対し、検体を動物衛生研究部門に搬送した旨を連絡し、防疫措置について協力を要請する。以後、随時、当該市町へ必要な情報を提供する。

(5) 疫学関連家畜飼養農場への対応

現地家保は、疫学関連家畜飼養農場への立入検査の準備を実施する。

#### 4 他家保の対応

他家保は、以下の事項について調査検討し、速やかに連絡会議防疫対策班へ報告する。

- (1) 管内の農場における家畜の飼養状況
- (2) 想定される制限区域内の農場の名称
- (3) 想定される制限区域内の農場から出荷している生産物の出荷状況等
- (4) 異常家畜発生農場へ派遣可能な家畜防疫員の人数
- (5) 緊急連絡体制
- (6) 疫学関連家畜飼養農場への対応

他家保は、疫学関連家畜飼養農場への立入検査の準備を実施する。

#### 5 農林水産部出先機関（家保を除く）の対応

- (1) 職員の待機
- (2) 連絡会議総括班が作成する農林水産部の動員者名簿に基づく動員要請等への準備（異常家畜発生農場を管轄する農水事務所を除く）

#### 6 他部局の対応

第3章のⅢの2の(4)の②による要請があった場合、動員に備える。

### IV 患畜又は疑似患畜決定時の対応（遺伝子検査の結果が陽性等）

#### 1 山口県口蹄疫防疫対策本部の設置

知事は、山口県口蹄疫防疫対策本部（以下「県本部」という。）を設置する。

#### 2 報告等

- (1) 動物衛生課から患畜又は疑似患畜の決定の連絡を受けた県本部家畜防疫対策班である畜産振興課（以下「県本部防疫対策班」という。）は、県本部総括班である農林水産政策課（以下「県本部総括班」という。）に本病が発生したことを連絡する。
- (2) 県本部防疫対策班及び県本部総括班は、本病が発生したことを県本部の本部長、本部長代理、副本部長、本部員に報告、連絡又は指示を行うとともに随時必要な情報を提供する。

#### 3 県本部の対応

##### (1) 県本部会議の開催と公表

県本部防疫対策班は、動物衛生課と連携して、本病が発生したことを報道機関等へ公表するとともに、県本部総括班は、県本部会議を開催する。

##### (2) 情報の提供

県本部防疫対策班は、現地家保、他家保、県警、自衛隊、県本部調整班である防災危機管理課（以下「県本部調整班（防災危機管理課）」という。）、近隣県、市町、関係機関等に本病が発生したことを連絡し、また、県民に正確な情報を伝達するため、県本部総括班、県本部広報班である広報広聴課と連携し、県のホームページ等を通じて情報を提供する。以後、随時、県民へ必要な情報を提供する。

(3) 疫学関連家畜飼養農場の対応に係る指示

県本部防疫対策班は、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜を決定し、疫学関連家畜飼養農場が所在する地域を管轄する家保に、以下の事項を実施するよう指示する。③、④については、②の検査で陰性が確認されるまで実施する。

- ① 臨床検査（速やかに実施する。発生状況確認検査で立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。）
- ② 患畜等との接触後14日を経過した後に行う検査
- ③ 対象農場における、第3章のVの4の(5)の①に掲げるものの移動制限
- ④ 関係者以外の立入制限

(4) 発生の拡大及び大規模農場での発生の際の防疫措置に必要な人員の確保  
県本部は、防疫措置に必要な人員の確保について、以下の対応を行う。

- ① 家畜防疫員の不足が見込まれる場合、県本部防疫対策班は動物衛生課と調整の上、他都道府県等に家畜防疫員等の派遣要請を行う。
- ② 発生の拡大及び大規模農場での発生等、①による対応では十分な防疫措置が講じられず、発生の拡大による当該地域の社会的・経済的混乱が見込まれる場合、県本部防疫対策班は、動物衛生課と自衛隊の派遣について協議の上、県本部調整班（防災危機管理課）経由で自衛隊に発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等について連絡する。

県本部調整班（防災危機管理課）は、連絡調整の上、自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

(5) 防疫措置従事者、家畜の所有者等の健康対策

県本部健康対策班である健康増進課は、防疫措置従事者及び家畜の所有者等の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む）に対応するため、管轄の保健所（以下「管轄保健所」という。）に、健康相談や防疫作業前後の防疫措置従事者の健康調査の実施を指示する。

(6) 現地対策本部への指示

県本部防疫対策班は、現地対策本部に以下の事項について指示を行う。

- ① 農場、市町、農協及び畜産関係者等への本病の発生と制限区域を設置したことの通知
- ② 発生農場から半径10キロメートル以内の農場及びその他県本部防疫対策班が必要と認める者に対して、発生農場の所在地の情報提供。この場合、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報が本病のまん延防止を目的としたものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行うこと
- ③ 市町、警察署等と協議して、幹線道路等への消毒ポイントの設置
- ④ 現地対策本部会議の開催及び発生農場の所在する市町及び農協等へ防疫措置等の周知徹底
- ⑤ 市町及び農協等を参集した緊急防疫会議の開催及び発生農場が所在する市町を除くすべての市町に対策窓口の設置を要請

(7) 他家保への指示

県本部防疫対策班は、他家保に以下の事項について指示を行う。

- ① 農場、市町、農協及び畜産関係者等への本病の発生と制限区域を設置したことを通知する。

② 第3章のⅣの3の(6)の②の情報提供について、現地対策本部に協力する。

③ 市町及び農協等を参集した緊急防疫会議の開催及びすべての市町に対策窓口の設置を要請する。

(8) 飼料販売及び運送業者等への対応

県本部防疫対策班は、感染拡大を防止するため、以下の対応を行う。

① 飼料工場及び農場における消毒の徹底を指導する。

② 消毒ポイント設置後は、家畜伝染病発生時の車両消毒実施要領（平成29年5月15日付け畜産振興課長通知）に従い、消毒ポイントにおける消毒を実施するよう指導する。

(9) 連絡員の派遣

県本部防疫対策班は、防疫措置が終了するまでの間、連絡員を発生農場へ派遣する。

(10) 家畜伝染病予防法の規定に基づく告示

県本部防疫対策班は、第3章のⅡの3の(2)の⑦、⑨、⑩の事項を告示する。

(11) 報道対応

患畜又は疑似患畜と判定されたときの報道機関への公表は、国指針別記様式5の内容を引用して行う。

報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、プライバシーの保護、まん延防止及び防疫措置の支障にならないよう、協力を求める。

4 現地対策本部の対応

(1) 現地対策本部の設置

農水事務所長は、現地対策本部を設置する。

(2) 現地対策本部会議の開催

現地対策本部は、現地対策本部会議を開催し、本病が発生したことを現地対策本部員等へ報告するとともに、防疫措置に関する詳細な打合せを行う。

(3) 情報提供

現地対策本部は、発生農場及び管内すべての市町、農協及び畜産関係者等に対し、本病が発生したことを通知する。以後、随時、当該市町へ必要な情報を提供する。

(4) 現地対策本部は、第3章のⅣの3の(6)の②の情報提供を行う。

(5) 集合基地、仮設基地、消毒ポイントを設置する。

(6) 防疫対応

現地対策本部は、以下の対応を行う。

① 現地対策本部各班の立ち上げ及び運営

② 農林水産省が国指針に基づき立ち上げる疫学調査チームと連携して、原因究明や感染経路の解明のための疫学調査の実施

③ 関係機関及び関係団体の協力を得て、現地における防疫措置に必要な人員、資機材の確保等

(7) 発生農場への指示

現地対策本部は、発生農場に対し以下の事項について指示する。

- ① 患畜又は疑似患畜のと殺
- ② 患畜又は疑似患畜の死体、汚染物品の処分
- ③ 消毒の実施

(8) 管轄保健所は、防疫措置従事者及び家畜の所有者等に対し、第3章のIVの3の(5)に基づき、健康相談や防疫作業前後の防疫措置従事者の健康調査を実施する。

(9) 現地対策本部は、防疫作業を安全かつ効率的に行うため、動員者に対し作業開始前に衛生対策や作業内容等を周知する。

## 5 他家保の対応

他家保は、管内すべての市町に対し、本病が発生したことを通知する。以後、随時、当該市町に必要な情報を提供する。

## V 発生農場及び発生農場以外の家畜飼養農場の防疫対応等

### 1 発生農場の防疫対応

発生農場の防疫措置は、国指針に基づき、以下の事項に留意し、と殺、埋却、消毒を実施する。

(1) 原則として、患畜又は疑似患畜のと殺は、患畜又は疑似患畜の判定後、24時間以内に完了すること

(2) 原則として、患畜又は疑似患畜の死体の埋却は、患畜又は疑似患畜の判定後、72時間以内に完了すること

(3) と殺、埋却に要する時間は、農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること

### 2 発生農場以外の家畜飼養農場の防疫対応

本病の発生確認後、移動制限等のまん延防止措置及び動物衛生課と協議の上、国指針に基づき発生状況確認検査、清浄性確認検査等を実施する。

### 3 疫学関連家畜飼養農場の対応

疫学関連家畜飼養農場が所在する地域を管轄する家保は、疫学関連家畜飼養農場に対し、第3章のIVの3の(3)の事項を実施する。

### 4 移動制限及び搬出制限

#### (1) 移動制限

移動制限の範囲は、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の区域とする。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径10キロメートルを超えて設定することができる。

#### (2) 搬出制限

搬出制限の範囲は、原則として、発生農場を中心とした半径20キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域とし、移動制限区域を拡大した場合は、その外縁から10キロメートル以内の区域を設定する。

#### (3) 制限区域の変更

発生状況確認検査、清浄性確認検査及び疫学調査の結果から、感染拡

大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を半径5キロメートルまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

#### (4) 制限区域の解除

以下の場合、動物衛生課と協議の上、解除する。

- ① すべての発生農場の防疫措置の完了後、10日を経過した後に行われる清浄性確認検査がすべて陰性であること
- ② 移動制限区域内のすべての発生農場の防疫措置完了後、21日を経過していること

#### (5) 留意事項

県本部防疫対策班は、国指針に基づき、以下について留意する。

- ① 制限の対象
  - ア 生きた家畜
  - イ 発生農場及び発生農場から半径1キロメートル以内の区域にある農場（発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
  - ウ 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
  - エ 家畜の死体
  - オ 家畜の排せつ物等
  - カ 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）
- ② 移動制限区域内のと畜場（食肉加工場を除く。）、家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物、放牧について、動物衛生課と協議の上、停止すること。また、搬出制限区域内の家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物、放牧について動物衛生課と協議の上、停止すること
- ③ 制限区域内の制限の対象となる業務は、以下のとおりとする。
  - ア と畜場  
新たな家畜の受入（判明時に既に受入れている生体のと殺や処理途中のと体の処理等は実施可能。）
  - イ 家畜市場、家畜共進会等  
新たな家畜の受入（判明時に既に受入れている家畜については、原則として、会場内で飼養する。）
  - ウ 放牧  
新たな放牧の実施（放牧中の家畜については、放牧を停止する。）
- ④ 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動については、本病の発生状況、環境保全の観点等を勘案して、動物衛生課と協議の上、制限の対象外を設けることができる。
- ⑤ 原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けない。ただし、当該21日間経過後、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（発生農場から半径5キロメートル以内の区域を除く。）のと畜場の再開や移動制限区域外から移動制限区域内への家畜等の移動に関する制限の対象外を設けることができる。
- ⑥ 家畜防疫員は、制限区域において、以下の事項について、関係者への指導を行う。毎日の健康観察や消毒等、飼養衛生管理基準の遵守を徹底

し、異状を認めた場合、直ちに家保に届け出るよう指導する。

ア 農場における特定症状の有無等の毎日の報告徴求

イ 家畜の飼養場所への関係者以外の者の出入り自粛

ウ 農場出入口における入退場時の車両、人の消毒徹底

エ 飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、病原体の拡散防止措置、運搬経路の記録

オ 獣医師の家畜診療時における身体、器具、車両等の消毒徹底、病原体の拡散防止措置、診療経路の記録

カ 死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒徹底

キ 野生動物接触防止のための畜舎出入口の囲障の設置、飼料等の隔離及び保管

## 5 移動制限区域内の周辺農場の検査

### (1) 発生状況確認検査

#### ① 電話調査

現地家保は、市町と協力し、移動制限区域内の家畜の所有者に電話等により、異常家畜の有無を確認する。

#### ② 立入検査

ア 原則として、24時間以内に、発生農場から半径1キロメートル以内の区域にある農場、①で異常家畜がいることが確認された農場及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場に立ち入り、臨床検査、検体の採材を行い、検体を動物衛生研究部門に搬送する。

イ 移動制限区域内のアの対象外の農場に立ち入り、臨床検査を行う。

### (2) 清浄性確認検査

移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場に立ち入り、臨床検査を行うとともに、検体を採材し、動物衛生研究部門に搬送する。

## 6 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。家畜の所有者が、衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止及び衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項を遵守していない場合は、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書の交付等により、指導を実施する。

## VI 移動制限の解除及び終息宣言

県本部防疫対策班は、発生状況確認検査、清浄性確認検査及び疫学調査の結果等を勘案して、本病の終息を判断し、動物衛生課と協議の上、移動制限と搬出制限を同時に解除する。同時に県本部は、本病の終息を宣言する。

## VII その他

### 1 と畜場、家畜市場等における本病の防疫対応

#### (1) 本病を疑う旨の届出を受けた場合の対応

- ① 現地家保は、国指針に基づき直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、第3章のⅡに準じた対応を行う。
  - ② 異常家畜のと畜を中止し、また、これと同一の農場から出荷された家畜について、畜産振興課と生活衛生課が協議の上、と畜を中止する。
  - ③ 異常家畜が現地家保の管轄外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、現地家保は、直ちにその旨を畜産振興課に報告し、畜産振興課は当該出荷農場の所在地を管轄する家保に連絡する。当該出荷農場を管轄する家保は、家畜防疫員を当該出荷農場に派遣し、第3章のⅡに準じた対応を行う。
  - ④ 異常家畜が県外の農場から当該と畜場等に出荷された家畜であることが判明した場合には、現地家保は、直ちにその旨を畜産振興課に報告し、畜産振興課は動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。
- (2) と畜場で本病が発生した場合の対応
- ① 県本部、現地対策本部は、国指針に基づき第3章のⅢからⅦに準じた防疫措置を行う。
  - ② 原則として、農林水産部はと畜場内の生きた家畜が扱われる場所を、環境生活部はそれ以外のと畜場内を消毒するものとする。
- 2 特定症状を呈している家畜が存在する場合であって、動物衛生課が、検体を動物衛生研究部門に搬入する必要がないと判断した場合や、動物衛生研究部門の行う検査で陰性が確認された場合には、国指針に基づき、現地家保は、当該農場の経過観察を行う。
- 3 発生農場で防疫措置に従事した者が家畜飼養農場への立入が禁止される期間は、7日間とする。ただし、県本部防疫対策班と現地対策本部が協議の上、防疫措置実施時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていると確認される場合には、その期間を3日まで短縮できる。
- 4 動物衛生課により予防的殺処分、緊急ワクチンの接種が決定された場合、国の定めた緊急防疫指針に基づき、県本部防疫対策班は、現地対策本部に当該措置の実施を指示し、現地本部は、速やかに当該措置を実施する。
- 5 野生動物における防疫対応
- (1) 感染の疑いが生じた場合の対応
- 野生動物において、口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、直ちに確認地点の消毒を徹底するとともに、動物衛生課と協議の上、検体を動物衛生研究部門に搬送する。
- (2) 検体搬送（疑い事例）時の対応
- 農林水産部長は、連絡会議を設置し、連絡会議防疫対策班は、疑い事例を報道機関に公表するとともに、連絡会議を開催する。確認地点を中心とした半径10キロメートル以内の区域に所在する農場の状況把握を行い、確認地点周辺の農場における発生を想定し、第3章のⅢに準じた対応を実施する。
- (3) 口蹄疫が陽性と判定された場合の対応
- ① 知事は、県本部を設置する。県本部総括班は、防疫措置を円滑に実行するため、県本部会議を開催する。第3章のⅣに準じて対応を実施する。

- ② 農水事務所は、現地対策本部を設置し、現地対策本部会議を開催する。  
第3章のIVに準じて対応を実施する。
- ③ 通行の制限又は遮断  
必要に応じて、確認地点、近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。
- ④ 移動制限区域の設定  
確認地点を中心とした半径10キロメートル以内の区域について、移動制限区域を設定し、第3章Vの4に準じて対応を実施する。解除については、野生動物における浸潤状況、周辺農場における感染防止対策の実施状況等から、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部の解除をする。
- ⑤ 消毒ポイントの設置  
第3章のIVの4の(5)に準じて、消毒ポイントを設置する。
- ⑥ ウイルスの浸潤状況の確認に係る家畜における検査  
移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。必要に応じて、検体を採材し、動物衛生研究部門に搬送する。
- ⑦ 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認  
第3章のVの6に準じて、対応を実施する。

## 6 学校・動物園等における家畜飼養状況の把握

学校・動物園等における家畜の飼養状況は、県、市町、関係団体及び家畜の飼養者の連携により、その把握に努める。

## 7 県民への情報提供

### (1) 情報提供

県は、風評被害を最小限に抑えるため、県のホームページに防疫措置状況及びQ&A等の本病に関する情報を掲載するとともに、報道機関等を通じて広く県民に情報提供を行う。

### (2) 相談窓口の設置

県は、本病に関する相談窓口を設置し、広く県民の相談に応じる。

### (3) 乳・肉の安全性広報

県は、本病発生の公表後は直ちに、乳・肉の安全性を広報する。

### (4) 立入検査結果の交付

農場が、畜産関連業者等から本病の立入検査状況を求められた場合、現地家保は、立入検査結果を交付する。

## 8 要領等の制定

本防疫計画以外の検査の手順、方法等の詳細については、別途要領等を定める。